

ムポーやチンチエオを失ひたる實例に鑑みても明かである。兵力を以て争ふ程なれば、マカオを維持する必要がない。マカオを維持するは、支那と

平和な貿易の發達を圖るにある。當初のマカオ創立者は此の如き考を以て、此勅許文を偽造したものであるまいか。

或る戰國武士の自叙傳 (上)

—— 玉木吉保の身自鏡の研究 ——

文學博士 三浦周行

はしがき

に發表することゝした。

世系

昨年の夏、私は文學士錦田義富氏の紹介で、氏の學友玉木正行氏の家に傳へらるゝ家系、古文書各一卷と其先代吉保自筆の自叙傳一冊(自題身自鏡)とを見ることが出來た。玉木氏は是等の記録が學術上多少の參考材料ともなるならば、充分に利用してほしいとの意向を傳へられたので、私は其好意に依りて研究を遂げた結果何れも有益なる史料と認められたから、氏の同意を得て、これを本誌

玉木氏は舊長門藩士であつた。萩藩閱録八十二の中に玉木太郎左衛門とあるが其家である。同書には毛利元就、輝元、秀就三代の出した加冠、任官、受領の文書九通を收めそれに茂吉から直之(享保十四年歿)迄の略譜を附載して居る。家系も直之の父就直(延寶五年歿)迄は同一筆であるから恐らく直之の時に出來たものであらう。それに比

べると吉保の身自鏡が古い。同書には吉保六十七歳の條に、春の筆始に記臆の儘書附けられた玉置一類の系譜が載つて居る。吉保の六十七歳は元和巨年に相當するから、現存の史料中では最も前出のものゝ謂つてよい。

今此三つの系譜を參看すると、玉木氏の祖先は天竺摩訶陀國の王子で、日本へ渡航し、紀伊國熊野に住して玉置大明神と稱せられた。王子八人、本宮新宮那智等諸所に分れ住み、八王子と申すとの家傳である。玉木氏には現に其玉(徑一寸、重八匁六分と傳へらる)や、玉の事を書いた玉置家寶傳(又玉傳記とも)清岡長親筆の玉置大明神の神號が傳つて居るさうであるが私は未だ見ない。玉木はもと玉置と書いたのを、後に今の字に改めたといふ。

其後後醍醐天皇の朝に、子孫國を逐はれて諸所流浪の揚句、安藝國佐東郡温井村に落附いて年月

を送つたとあるが、誰の時の事とも傳へがない。唯身自鏡に玉置大藏左衛門、與三右衛門、四郎左衛門と祖先の俗名を書き連ねたゞけであるのに家系が(閩閩録も)茂吉、吉政、吉之と、それ〴〵其實名をあらはして居るのは確かな據りどころがあつての事か、閩閩録には茂吉の肩に從是以前之續不分明と明らさまに記されて居るが、安藝移住の事の同人の條下に見えて居るのは其時の事と見たものゝやうにも受取れる。始めて元就に事へたと家系に記される壹岐守久吉は七十八歳で歿したといふだけで、何年の事ともわからぬが、此人から始めて其子孫が明白になつて來る。久吉の子が伊豆守忠吉である。玉木氏に傳へた文書は元就、輝元、秀就、秀元等二十四通であるが、其中最も古いのは弘治四年三月二十三日兒玉就忠のものでそれには忠の一字を授與されたこと見えるから其頃は毛利家の重臣兒玉氏の配下であつたと見え

る。けれども其後永祿四年正月九日に元就から太

身自鏡の價値

郎左衛門尉の任官を許されて居り、天正十一年九月晦日に更に輝元から伊豆守の受領を許されて居る。尙ほ文書には小早川隆景から忠吉の辛勞を慰め、且つ年頭の祝儀として、三十疋を贈つたについて謝意を表した正月十六日附の書狀と同じく忠

私はこれから進んで身自鏡の研究に移らうと思ふ。此書は玉木氏の家寶中最も史的價値に富んで居る上に、毛利公爵家に僅一部の拔萃があるだけで、他に類本がないさうである。

吉の多年の勞苦に對して疎濶に打過ぎた陳謝と一層の努力を望む意味の九月二十一日附の書狀とが傳つて居り、身自鏡には吉保十六歳の時忠吉が出雲國能義郡の代官として天野隆重諸共富田城に楯籠り、翌年元就が雲伯の罕人追討の爲め出張した時元就に謁し、勳功の賞として備中國下光郡服部村に於て三百石を賜つたと見えて居る。隆景の書狀は二通共伊豆守宛であるから、天正十一年以後のもので、もとより富田籠城中の事ではない。忠吉は慶長十四年(家系)八十二歳で歿した。身自鏡の著者吉保は其嫡男である。

一書名 本書は玉木氏で土佐守吉保の自叙傳といはれ、毛利家で玉木土佐守覺書といはれると聞

いたけれども、卷頭に著者みづから書名の由來を序して、「土佐カ一世ノ事ハ身自鏡ト名付ク、意ハ身上ニ見ヘ來ル事ヲ有ノ儘ニ書盡シタレハ自カヲノカ、ミト云意也、仍惟ヲ自讚而身自鏡ト名付」といつて居るから身自鏡と申した方が著者の本意に合ふ譯であらう。

二内容と著作年代 本書は吉保自身其祖先の事から誕生以後老年に至る迄の事蹟を、例へば十四歳ハ云々十五ノ歳ハ云々と年を逐うて書き記し

○二十九ノ歳・何タル御役目モ無テ緩リト遊テ

ハ居ニケル[○]未點

といつた調子で長短とりぐである。誤字充字交りに摯實な筆附で書下してあるけれども、武人とはいへ文學の素養のあつた人だけに多少の修辭もあつて、言ひ知れぬ妙味がないでもない。同じ秀吉の事を書くにも時代の前後や敵味方の形勢に應じて初は羽柴筑前守(又は羽筑とも)と呼捨てにし次に關白様、最後に太閤様と敬語を用ゐるといふ風に書分けてあるところなど、年々の書繼と見えなないこともないが、筆蹟は六十七歳迄は大體同一である。著者は本書の卷頭に書名を定めた趣旨を書いて于時元和三年十一月良辰序之畢といつて居るのを見ると、恐らく同年の作であらう。元和三年は著者が六十六歳の時に相當する。本書を熟く讀んで見るに、著者も同年を以て擱筆とする心構であつたらしく。

六十六ノ歳ハ是モ世間豊ニテ有ケルカ正月ノ初比ニ

江戸^{ヨリ}太郎右衛門^モ下^リケリ、十年計在江戸而、御用等無違儀相調、無事^ニ下^リケレ、一段當年ハ祝^ヒ斗也、扱又、若殿様秋初^ニ被^レ成御下向、上下萬民千秋萬歳ノ御慶^ヒ無^シ他事^モ、サレハ御家中ノ大小身共、被^レ召寄、日參^ヲサセ、古老新參、筋目^ヲ被^レ聞召、忠不忠ノ糾^ニ淺深^ヲ人^{カラ}ヲ究^ヒ、御恩賞^ヲ行^ハレケル、又馬^ヲ揃^ヘ連日^ニ被^レ御覽、分限ノ多少^ニ合^セ、善惡^ノ撰作^ヲ被^レ成、被^レ加^ニ御褒美^ヲ、過怠^ヲ出^サセ、知行^ヲ被^レ召上^モ多^カリケリ、誠^ニ御憲法^ノ御聖作也、彌御長久之基^ト覺^{ヘル}、賢^賢易^易色^ヲ云御心共歟、

と記される。文中の太郎右衛門は吉保の養嗣子吉親で、永らく父の代役として(家系)の江戸詰から歸省をした、又若殿様は主君輝元の嫡子秀就で、これも下國になつた、世間は豊稔で、賞罰も正しいと、お目出度いこと盡しである。其翌年は「春、筆始ニ玉置、一類ノ事、覺^テ分^ラ書付也」といつて、前

にも述べた系圖を認めたいけで筆を絶つて居る。其後は紙を別にして六十八歳から八十二歳迄を書き足し、最後に、于時寛永十癸酉年正月十三日逝去と見える。其中六十八歳から七十三歳迄の間は元日以下四季時々に詠んだ俳句を録したゞけであるが、七十四歳から八十二歳迄は何の記事もない。

此六十八歳以下逝去迄の書繼は全く同一筆である。著者が六十七歳の時に書いた系圖に、後に生れもし死にもした男女を書足して居るのにもこれと同筆が交つて居るのを思うと、恐らく養嗣子吉親の筆ではあるまいか。吉親は寛永十八年九月六日に六十二歳で歿して居る。(関関録私はこれで略本書の著作年代を推測することが出来やうと思ふ。

三著者の略歴 次ぎに記述の便宜上、先づ本書に據つて概括的に著者の閱歴を述べて置かう。

著者は天文二十一年七月八日に生れて寛永十年正月十三日に八十二歳の高齡で歿して居る。其一生は室町の末期から織豊二氏を経て江戸の初期に跨つて居り、毛利家では元就、輝元、秀就の三代に互つて居る。此時代は日本の歴史に於て最も波瀾に富んだ變遷時期であるが、彼れの主家たる毛利氏の如きも中國一の好運兒であり乍ら一朝破滅に瀕したこともある。彼れの家も父の代迄は一郡の代官をも勤め三百石取の本身であつたけれども關ヶ原役後輝元の失脚から周防國佐波郡で僅許の屋敷分を支給されたゞけである。其の知行高は彼れの孫就經の時に四十五石、其子就直の時に五十石であつて、明治維新の初には給録六十五石七斗七升三合と記される。(家系)此他本書の記事には相應に變化が多い。

彼れは十六歳の時周防國富海トクミの戦に初陣の手柄を奏し、十七歳の時備中松島の城攻に先駆をし

た。二十二歳の時には又播磨國上月城の寄手に加はり、二十三歳の時には美作國に出陣して敵首を揚げ、二十五六の時は出雲國富田城に従軍し、二十七歳の時は有名なる高松の城攻に後詰の軍勢に加つて居る。三十歳より三十七歳迄は諸國の檢地に出役したが三十八歳の時朝鮮に出征し、三十九歳輝元に従つて歸朝した。四十歳の時には普請の米方を承つて上洛し、四十四歳からは大阪に滞在し諸所より運送した米を請取つては、又諸方へ配分しつゝあつたが、五十一歳の時に、前後十一年の米方を無事に勤め上げて歸任し、五十三歳の時又江戸に赴いて秀就の賄の倉方を承つて居たが、五十七歳の時、病氣と老年との爲め養嗣子吉親を名代にして江戸に下し、自身は歸國して閑地に就いた。關ヶ原の役は彼れが四十六歳の時で、大阪の役が六十三歳の時であつた。此間秀吉及び家康の目眩しき出世や主家の痛ましい浮沈について

ては隨所に感慨を洩らして居る。

四年代の錯誤 然らば本書の記事は、すべて其儘事實として信憑することが出来るかどうか、此問題は種々の方面より研究せなければならぬが、正確不正確のバロメーターとして先づ注意を惹くべきは書中に見えた年代の當つて居るや否やといふ事であらう。私は先づ第一に此點に注目して年順に其出來事と年代との關係を考査した結果、少らず錯誤のある事を發見して最初の感興の幾分を裏切られたやうの感じもした。それらを一々こゝに書き立てるも如何と思ふが、此書の史的價値を判斷する上に見遁すべからざる事であるから、試みに重なるものを列擧して見やう。

本書には著者自身元服の事を書いて「十三歳ニモ成ケレバ、毛利陸奥守元就様ノ御前ニテ正月十一日ニ元服シテ又三郎吉保トゾ名乗リケル」といつて居る。著者の生年から推すと十三歳は永祿七

年であらねばならぬ。然るに文書には元龜三年六月十七日輝元から加冠を許されたと見える。是歳は著者二十一歳の時である。家系には此二つの記録を以て、「永祿七年某十三歳之時、毛利陸奥守元就公御前ニテ元服任亦三郎吉保候事、元龜三年六月十七日加冠、輝元公ヨリ御判物賜之」と書いて居るのである。又安藝の軍勢に加つて周防國富海に押寄せ大内輝弘の兵と戦つたのを著者が十六歳の時の事として居る。十六歳は永祿十年に當るが富海の戦は同十二年の事であるから、十八歳の時でなければならぬ。

著者は又元就の卒去を以て、其十七歳の六月十四日に係けて居る。此月日には間違ひなく、それから間もなく毛利氏の備中に出兵したのも事實に吻合するものゝ、それは何れも元龜二年著者が二十歳の時の事であつた。

輝元が備中國松山城主三村元親を攻めたのは天

正二年の事であつて、著者が二十三歳の時であるのに、本書はそれを十九歳の時に係けて居る。又輝元が松山に陣を進め、元春隆景をして播磨國上月城を攻め落させたのは天正六年、著者が二十七歳の時の事であるのに、本書は二十二歳の時として居る。宇喜田直家が織田信長に款を送つたのは天正六年の事で、七年に信長これを容れ、八年には直家、秀吉の兵と美作國祝山城を攻めたから、湯原春綱等は元春に援を求め、元春これに應じて二月寺畑城を陥れた。天正八年は著者が二十九歳に當るのを、本書には其二十三歳の時に係けて居る。秀吉が因幡國鳥取城を攻める爲めに大舉して姫路を發したのは天正九年六月著者が三十歳の時の事であるのを、本書は二十四歳の時として居る上に、鳥取城は年内に落城したのに、これを翌年に係けて居る。(二十五歳の時として居るのも誤つて居ること言ふ迄もない)

秀吉が備前國兒島の敵城を攻めたのは天正十年の三月で、四月に岡山に至り、宇喜田氏の兵を合せて備中に轉戦し、五月に高松城を圍み、六月に城を陥れ毛利氏と和を講じ、引返して明智光秀を誅したのは隠れもない事實である。天正十年は著者三十一歳に相當するが、本書にはそれを二十七歳の時とし、其翌年即ち彼れが二十八歳の正月十一日に輝元より太郎左衛門尉に任せられたといふけれども、文書には確に天正十三年正月九日の事と見え、其年は著者の歳も三十四である上に、月は合へども日が違ふ。而かも本書に同年の事として擧げた四國征伐は正に事實であるから、益其天正十三年の事と知られる。

秀吉が朝鮮を伐たうとして京都を發したのは文祿元年の三月で、名護屋に到着したのは四月であつた。輝元は釜山に上陸して五月病に罹つて開寧に逗留した。是時著者は四十一歳であつたのに、

本書は三十八歳の事とし、従つて輝元に隨つて歸朝したのも三十九歳として居る。

本書に著者が四十歳の時京都の普請の爲めに上洛したとあるは文祿三年秀吉が大坂城を秀頼に與へん爲め伏見に城を築いた時の事であらう。其次に「宰相秀元様御祝言」とあるは秀吉が同年九月毛利秀元を朝鮮から呼戻して秀長の女を女はせたことを指すものに相違ない。只著者の年齢は四十三歳でなくてはならぬ。加之本書に「四十一歳ハ關白様へ行幸アリ」といふのは文祿元年正月關白秀次の聚樂第行幸の外あるまい。當年の著者の年齢は當つて居るけれども、文祿三年の次に叙した爲め、記事の前後を來した。

秀吉が秀吉から逆意の嫌疑を受けて、高野に放たれたのは、文祿四年で、著者の四十四歳の時であるが、本書には四十三歳の事とし、畿内の大地震は慶長元年で、著者の四十五歳の時であるが、

本書には四十四歳の事とし、月日も閏七月十三日を卯月十二日の夜半と書いて居る。

本書には著者が四十五歳の時に秀吉が薨じ、其後大小名の間に不和を生じて、石田三成が佐和山へ追籠められ、家康、景勝を伐たんが爲め關東下向の催しがあつたといふけれども、秀吉の薨去は慶長三年著者が四十七歳の時で、三成の佐和山に歸つたのは同じく四年、家康の景勝を伐つたのは同五年の事であるから、本書の此三年間の出来事を、さも一年中にあつたかの如き書き振りは疑もなく年代の錯誤である。又慶長五年に輝元が三成等に依つて盟主に推され、關ヶ原の敗戦に引續いて其國を削られ、僅に防長二國を保つことゝなつたのを著者は四十六歳の時として居るが、それも實は四十九歳の出来事であつた。

最後に今一つ附加へたいのは、著者が五十一歳の時毛利家の米方として在阪十一年の勤務を滞り

なく終へて六月十日に歸國し、種々の御褒美を拜領し、土佐守に任せられたのは忝ないと書いて居る事である。彼れの五十一歳は慶長七年に相當する。而かも文書に據ると、輝元の宗瑞から土佐守の受領を許されたのは其前年なる慶長六年の六月三日であるから正に五十歳の時であつた。

私の以上に舉げたのは初にも斷つて置いた通りもとより本書の全部とはせぬ。それも他に歴とした傍證のあるものだけに止まるから、これ以上、年代の錯誤は決して絶無とは申されまい。然らば是等の相違は抑如何にして生じたか。私が本書の著作年代を考證して、殆ど全部は著者が六十六歳の時に書かれたものと斷定したのは主として本書の序文や筆蹟から觀察したことであつたが、斯くも多く年代を取違へた内容も亦其有力なる論據としてこれを裏書するものと謂はなければならぬ。六十六年前の思ひ出を書くに當つて何人も記憶の

誤は有りがちの事であらう。それにしても例へば一年の思ひ違ひが本で、以後一年送りになつて居るといふやうであれば未だしも、或は三年、或は四年、五年と其隔りが不規則になつて居るのは少々始末が悪い。著者に言はせなければ或は相當の理由もあつたらうが、間違は如何にしても間違であつて、中には時代が前後したり數年に互つた事實と一緒に混同したりした事など争はれぬ錯誤について、今更其動機を詮議立するも無用であらう。尤著者が他の多くの史料を参考したらば、斯様な錯誤の幾分は免れ得たであらうけれども、私が二三指摘した如く、著者自身嘗て頂戴した主君の判物との照合をさへ閑却したところを見ると、初からさうした用意のあつたことを疑はざるを得ぬ。著者はみづから「身上ニ見へ來ル事ヲ有ノ儘ニ書盡シタ」といつて居るが、それは寧ろ其記憶を本位として、自個の腦裡に浮んだ事を有の儘筆

に上したと見るべきであらう。

さりとて此一事を以て本書の價値を判断するは早計である。私の擧げた外には年月の確かな記事も少くない。縦しんば年月に間違があらうとも、それが本書のすべてではないことは言ふ迄もあるまい。自個の記憶に任せて語り出す老人の昔日譚や實話話が年月日附に間違があつても、迺に其世の人だけに記録を補ふべき史料も少らぬが如く、本書の著者の六十餘年の記憶は其重要なる歴史時期に顧みても、尊重すべきものである。勿論年月以外、本書の傳ふる事實にも觀察を誤つたものがないとは言はぬ。併しながらそれらは下にも説くが如く、著者の感覺や見聞を、赤裸々に書いたと思はれるものごもであつて、それさへ或意味に於ての事實と見ることが出来る。特に彼れの最も活躍した戦國時代は記録の最も缺乏した時期であつて、斷簡零墨も見通すことが出来ぬ。本書の記事

の中には世間に傍證の出でぬ爲め、参照に由なきものもある。それであるから縦し年月事實に多少の感違ひ覺え違ひはあらうとも、時代の概念を享

け、氣分を味ひ、思想を酌み分くる上に於て本書は尙ほ其價値を失はぬのである。

ローマンチック時代に於ける一青年史家の生立 (上)

文學博士 坂 口 昂

Der Mensch ist wie ein Jamm, der seine Kraft nicht so sehr aus dem Boden zieht, als sie von Luft und Licht, Wind und Wetter, den Stimmen selbst empfängt.—Ranke am 90. Geburtstag. 1885.

目 次

- 一、本講演の動機及び史料
- 二、ナポレオン時代、幼少期
- 三、ローマンチック環境
- 四、ランケのローマンチック前期
學生及び教師
- 五、ランケのローマンチック中期
伯林の青年教授
- 六、ランケのローマンチック後期

南方研究旅行

七、結論 かく生ひ立つた歴史家

諸君！今日この題の下に御話致しますのは、歴史家レオポールド・フォン・ランケのことに關してであります。

一、本講演の動機及び史料

時は一八七五年、ランケ齡既に八十歳、彼の長き生涯を回顧し、『何たる大變遷、何たる大事件に満ちたる時期よ』と叫び、徐ろにその間の史學發展の由來を指摘した。その内に史學史上吾人の傾